(連絡先)

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時 7月14日 (金) 10時00分

発 表 項 目 (行事名)	令和5年度(2023年度)第1回北海道ブルーカーボン推進協議会について				
記者レクチャー	(実施日時)	発表者			
のお知らせ		発表場所			
概 要	ブルーカーボンに関する道内の取組を推進するため、外部有識者などを構成員とする「北海道ブルーカーボン推進協議会」を次のとおり開催します。				
	記 1 日時 令和5年7月20日(木) 13:30~15:30 2 場所 北海道第二水産ビル8階大会議室(札幌市中央区北3条西7丁目) 3 内容 (1)構成員からの情報提供(ブルーカーボンの評価や国内外の動向など) (2)道内におけるブルーカーボンの推進について 本協議会は、ゼロカーボン北海道への貢献と、環境と調和した水産業の構築を目的に、国の研究機関、北海道大学、漁業関係団体、北海道開発局などで構成しています。昨年11月に初会合を開催し、道内におけるCO2吸収量の評価や、道内各地における取組の推進、情報発信・普及等について協議をすることとしています。				
参考					
報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い					
他 の ク ラ ブ と の 関 係	同時配付 (場所) 水産記者クラブ 同時レク				
		7			
担当	水産林務部水産局水産振興課(担	当者:西、石本)			

TEL ダイヤルイン 011-206-6546

28 - 264

内線

北海道ブルーカーボン推進協議会開催要領

(目的)

第1条 「ゼロカーボン北海道」への貢献と、藻場・干潟の整備や保全により水産資源の 成育の場を創出するなど、より環境と調和した水産業の構築を目指して、新たなCO2の 吸収源として期待される「ブルーカーボン」に関する取組を推進するため、「北海道ブル ーカーボン推進協議会」(以下「協議会」という。)を開催する。

(協議事項等)

- 第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項について協議等を行う。
 - (1) 北海道におけるCO2吸収量の評価に関する事項
 - (2) 道内各地における取組の促進に関する事項
 - (3) 情報発信・普及啓発に関する事項
 - (4) その他目的の達成に必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会の構成員は、研究機関、漁業関係団体、行政機関から水産林務部長が選任 する。
- 2 水産林務部長が必要と認めるときは、構成員以外の者に協議会への出席を求めること ができる。
- 3 協議会に座長を置き、水産林務部長が指名する。
- 4 協議会の事務を処理するため、水産林務部水産局水産振興課に事務局を置く。

(運営)

第4条 協議会は、必要に応じて水産林務部長が招集し、主催する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、水産林務部長 が定める。

附則

この要領は、令和4年10月25日から施行する。

附則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

北海道ブルーカーボン推進協議会名簿

令和5年6月1日現在

区	 分	機関等	役職等	氏名	備考
構成員 研究機関	研究 機関	北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター 厚岸臨海実験所	所長	仲岡雅裕	
		国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所	沿岸環境研究領域長	桑江 朝比呂	
		国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産資源研究所 社会・生態系システム部	沿岸生態系暖流域 グループ長	堀 正和	
		北海道立総合研究機構中央水産試験場	資源増殖部長	萱場 隆昭	
	漁業 関係 団体	北海道漁業協同組合連合会	代表理事常務	瀧波 憲二	
		公益社団法人 北海道栽培漁業振興公社	代表理事副会長	三宅 博哉	
	行政 機関	国土交通省 北海道開発局港湾空港部	港湾計画課長	早川 哲也	
		国土交通省 北海道開発局農業水産部	水産課長	的野 博行	
オブ・サ・・・ハ・・		北海道市長会			機関としての参加
		北海道町村会			機関としての参加
		北海道経済部 ゼロカーボン推進局			機関としての参加
座長		北海道水産林務部			水産林務部長が指名
事務局		北海道水産林務部 水産局 水産振興課			